

霊柩自動車の廃止などを議決

12月市議会定例会は、12月7日から19日までの13日間の会期で開き、議案21件、意見書案2件を審議しました。

霊柩自動車利用条例の廃止など、主な内容をお知らせします。

12月定例会 議案

条例の制定・改正・廃止

●任期付職員を採用

(第75号議案)

任期を5年と定めた特定任期付職員及び任期付職員の採用及び給与に関して必要な事項を定めます。

●総務委員会での主な質疑

問 特定任期付職員は、どのような職種で、採用の予定はあるのか。

答 特定任期付職員については、弁護士、公認会計士などを想定していますが、現段階での採用は考えていません。

問 特定任期付職員の業績手当は、どのような形で支給されるのか。

答 給料月額等級決定時において、特定任期付職員に期待された業績に照らして判断し、支給の有無を決定します。毎年度12月1日を基準日として12月期末手当支給日に給料月額の一月分相当額を支給することを考えています。

●本会議での主な論点

賛成任期付職員制度の導入によって、ますます複雑か

つ高度化する行政課題や緊急の課題に対して速やかな対応が可能となるものであり、さらなる市民サービスの充実が期待される。特に、医師の確保など、市民病院のさらなる充実を期待している。

反対 事業自体は5年以内に終了するようなものではなく、継続した市民サービスのために必要な職員を5年で雇い止めするものである。不安定雇用にしわ寄せをするという人の不幸を前提とする仕組みで、市民サービスの低下につながる。

●法人市民税の超過課税を延長

(第78号議案)

法人市民税の超過課税を3年延長する改正を行います。この超過課税の延長による増収分は小中学校のトイレを洋式化する財源等に充てます。

また、資本金が1億円以下の中小企業の税負担を緩和するため、超過課税の対象となる法人税額または個別帰属法人税額の条件を400万円以下から1300万円以下に引き上げます。

12月定例会の日程

7日	本会議〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、一般質問など〕
8日	本会議〔一般質問〕
9日	本会議〔一般質問〕
12日	総務委員会
13日	経済委員会
14日	文教委員会
19日	本会議〔委員長報告、議案説明、質疑、討論、採決など〕

●総務委員会での主な質疑

問 超過課税の対象となる資本金1億円以下の会社で、法人税額等の条件を400万円以下から1300万円以下にする何社になるのか。また、その場合の影響額は、いくらか。

答 平成27年度の試算すると、174社から118社になり、影響額は年額で583万円強の減額となります。

問 27年度の超過課税分の金額は。また、県内及び東三河での導入実績は。

答 27年度分は、1億660万円です。導入をしているのは、県内では38市中13市で、東三河では本市のみです。

問 超過課税の延長を3年とした理由は。 **答** 小中学校のトイレの洋式化の改修費を考えると3年以上の延長をお願いしたいところですが、消費税の増税など、国の動向を見ながら、今後の判断をしていきたいと考え、3年としました。

●モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用

(第79号・第80号議案)

モーターボート競走事業は、26年度から地方公営企業法の規定を一部適用してきましたが、29年度から全部適用に移行します。

●経済委員会での主な質疑

問 管理者を置かない理由は何か。 **答** 地方公営企業法の規定